

別表 2-2 (令和5年5月8日から令和5年9月30日まで)

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・ 宿泊施設借上げ費の室料 1 室当たり 13,100円/日  ・ 消毒経費 知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、往診等に要する経費  消毒に係る経費  賃金、報酬、謝金、需用費（消耗品費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・ 初度設備費 1 床当たり 133,000円 ・ 人工呼吸器及び付帯する備品（注1） 1 台当たり 5,000,000円 ※ネーザルハイフローに係る機器を含む ・ 個人防護具（令和5年9月30日までに使用したもの。医療機関分の規格は別表3による） 医療従事者 1 人一日当たり 3,600円 ・ 簡易陰圧装置（注2） 1 床当たり 4,320,000円 ・ 簡易ベッド（注2） 1 台当たり 51,400円 ・ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品（注1） 1 台当たり 21,000,000円 ・ 簡易病室（注3）及び付帯する備品（注2） 実費相当額 ・ HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1 施設当たり 905,000円 ・ HEPAフィルター付パーテーション 1 台あたり 205,000円 （注1）原則として神奈川県知事との協定による新たな確保病床の設置又は確保病床の増床に伴う整備に限る （注2）原則として神奈川県知事との協定による確保病床及び協力病床の新たな設置又は増床に伴う整備に限る （注3）簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。	初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(4) 外来対応医療機関設備整備事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000円</li> <li>・HEPAフィルター付パーテーション 1台当たり 205,000円</li> <li>・個人防護具（令和5年9月30日までに使用したもの。医療機関分の規格は別表3による） 医療従事者1人一日当たり 3,600円</li> <li>・簡易ベッド 1台当たり 51,400円</li> <li>・簡易診療室（注1）及び付帯する備品 実費相当額</li> </ul> <p>※原則として令和5年度の新たに事業を開始するものあるいは同年度の事業規模の拡大に伴う整備に限るものとする（個人防護具を除く）</p> <p>（注1）簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p>	<p>使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>
<p>(8) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <p>（医療チーム派遣経費）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師 1人1時間当たり7,550円</li> <li>・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり2,760円</li> <li>・業務調整員 1人1時間当たり1,560円</li> </ul> <p>（臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設に派遣する場合）（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師 1人1時間当たり15,100円</li> <li>・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 5,520円</li> <li>・業務調整員 1人1時間当たり3,120円</li> </ul> <p>（※）令和5年5月7日までに設置された施設をいう。</p> <p>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設に派遣する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師 1人1時間当たり15,100円</li> <li>・医師以外の医療従事者 1人1時間あたり5,520円</li> <li>・看護職員を派遣する場合（※） 1人1時間当たり8,280円</li> </ul>	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、需用費（消耗品費、材料費、燃料費、食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、補助及び交付金</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
	<p>(※) 令和5年9月30日までの派遣に限った特例とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務調整員 1人1時間当たり3,120円</li> </ul> <p>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p> <p>(重点医療機関、新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生している医療機関(※)に派遣する場合)</p> <p>(※) 令和5年7月11日以降の派遣に限った特例とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師 1人1時間当たり15,100円</li> <li>・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり8,280円</li> <li>・業務調整員 1人1時間当たり3,120円</li> </ul> <p>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p> <p>(医療チーム活動費) 実費相当額</p> <p>※医療チームの活動費とは、個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品の購入など、医療チームが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。</p>	
<p>(10) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 購入額の1/2（事業者負担が1/2）</li> </ul> <p>※購入額の上限は1台当たり905,000円</p> <p>※1施設当たりの上限は2台（但し薬局については1台）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HEPAフィルター付パーテーション 購入額の1/2（事業者負担が1/2）</li> </ul> <p>※購入額の上限は1台当たり205,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒費用等 総事業費の1/2（事業者負担が1/2）</li> </ul> <p>※総事業費の上限は1施設当たり600,000円</p>	<p>需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(13) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初度設備費 1床当たり133,000円</li> <li>・个人防护具（令和5年9月30日までに使用したもの。医療機関分の規格は別表3による） 医療従事者1人一日当たり 3,600円</li> <li>・簡易陰圧装置 1床当たり4,320,000円</li> <li>・簡易ベッド 1台当たり51,400円</li> <li>・簡易診療室<sup>(注2)</sup>及び付帯する備品 実費相当額</li> <li>・HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。） 1施設当たり905,000円</li> <li>・HEPAフィルター付パーテーション 1台当たり205,000円</li> <li>・消毒経費 実費相当額</li> <li>・救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1施設当たり300,000円</li> <li>・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1台当たり1,500,000円</li> </ul> <p>※原則として令和5年度に新たに事業を開始するものあるいは同年度の事業規模の拡大に伴う整備に限るものとする(个人防护具を除く)</p>	<p>需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>
<p>(14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院医療機関 1施設当たり10,000,000円</li> </ul>	<p>備品購入費、補助及び交付金</p>
<p>(15) 外来対応医療機関確保事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関 1施設当たり500,000円</li> </ul>	<p>初度設備に必要な需用費（消耗品費、修繕料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>